

議案第71号

つくば市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年9月9日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

つくば市職員の給与に関する条例（昭和62年つくば市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第4の4級の項基準となる職務の欄を次のように改める。

係長の職務

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（主任主査の職務の級の切替え）

2 令和5年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において附則別表第1の旧級の欄に掲げる職務の級に属する職員（つくば市職員の給与に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下この項から附則第4項までにおいて同じ。）であって、同日におけるその職務が同表の旧職務の欄に掲げるものであるものの切替日における職務の級は、旧級の欄に掲げる職務の級の1級下位の級とする。ただ

し、切替日における職務の異動により、つくば市職員の給与に関する条例第6条第2項及び第7条第1項の規定を適用した場合における職務の級が旧級の欄に掲げる職務の級以上の級となる職員の職務の級については、この限りでない。

(主任主査の号給の切替え)

- 3 前項本文の規定により、切替日における職務の級が旧級の欄に掲げる職務の級の1級下位の級となる職員の切替日における号給の決定については、つくば市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和62年つくば市規則第44号)第12条第1項の規定を準用する。

(主任主査の切替えに伴う経過措置)

- 4 附則第2項本文及び前項の規定の適用を受ける職員で、これらの規定により定められる切替日以後における給料月額(以下この項において「新給料月額」という。)が切替日の前日に受けていた給料月額(以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、令和8年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第2の左欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。ただし、昇給等により新給料月額が旧給料月額に達した場合は、その達した日以後の給料月額は、新給料月額とする。

(主任主査の切替えに伴う経過措置の準用)

- 5 前項の規定は、附則第2項本文及び第3項の規定に相当する規定の適用を受ける企業職員(つくば市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成14年つくば市条例第44号)の適用を受ける職員をいう。)が切替日以後においてこの条例による改正後のつくば市職員の給与に関する条例の適用を受けることとなった場合の給料月額について準用する。

(規則への委任)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事

項は、規則で定める。

附則別表第1

旧級	旧職務
4級	主任主査

附則別表第2

期間	割合
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	100分の100
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	100分の50
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	100分の25

(提案理由)

別表第4に規定する行政職等級別職務基準表から「主任主査の職務」を削除するため、この条例案を提出するものである。

つくば市職員の給与に関する条例（昭和62年つくば市条例第20号）新旧対照表

改正後		改正前	
本則・附則（略） 別表第1—別表第3（略） 別表第4（第6条関係） 行政職給料表等級別職務基準表		本則・附則（略） 別表第1—別表第3（略） 別表第4（第6条関係） 行政職給料表等級別職務基準表	
職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
(略)	(略)	(略)	(略)
4級	<u>係長の職務</u>	4級	<u>1 係長の職務</u> <u>2 主任主査の職務</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第5（以下略）		別表第5（以下略）	